

# 中世獨逸に於ける政教關係の歴史的考察 (上)

三喜田熊藏

一、緒言

二、俗權優越時代

三、教權優越時代

四、國民的意識の擡頭と反法皇的運動の發展

## 一 緒 言

政治は國家を中心とせる人類の社會生活であり、宗教は神と人との交通を目的とせる人類の精神生活である。而も眞摯なる政治は、宗教的理想より起り、宗教と等しく神に直屬してゐる。古今東西偉大なる國民にして其政治に宗教的理想を伴はざるは殆どない。故に政治と宗教は如何なる瞬間も相關連し相錯雜する。されど政治と宗教は絶對に融合しない。政治は國民性を基礎として特色ある憲法の下に國民的獨立と文化の發達を圖るを目的

とする。宗教は之れに反して一般的、永久的目的の下に時には國民的權利を無視して只管宗教の普遍的發展を圖らむとする超國家的傾向を有する。従つて國家と宗教とは多くの場合對立的關係に立つものである。

而もこの國家と宗教の對立關係は兩者の健全なる發達即政治及信仰上の自由の爲に緊要缺くべからざるものである。若し國家が宗教を征服せば、國家は信仰を以て人心を束縛し政治的自由を奪ひ、國民の潑刺たる元氣を消耗せしむる。宗教が政治を征服せば宗教に對する眞摯なる探求心や萎縮せしめ宗教をして生命なき教義と儀式との形骸たらしむ。故に國家と宗教は何れも他を征服せむとす

るの慾望を有するも何れも完全に他を征服し得ずして永久に對立的關係に置かれる。この事は殊に歐洲基督教國に於て然りとす。而してこの相對的關係に於て國家及び教會はその時々を如實に表現してゐる。従つて教會史を除外して政治史なく又政治史を除外して教會史はない。殊に獨逸の如きその中世史は皇帝權と法皇權との對立關係の上に形成せられ、その近世史は舊教主義と新教主義の對立關係の上に立つて居るのである。

## 二 俗權優越時代

獨逸民族は古代に於て幾多の種族に分れ共通せる名稱を缺いて居た。彼等の多くは民族大移動の當時羅馬風社會に移住してその社會に同化せられて民族的特質を失つた。只ライン河附近及その以北にありし者のみ獨逸民族の特色を保持した、而してこの獨逸民族はフランケン國王カール大帝の下に於て英國スカンデナヴィアを除く凡てが一の主

權の下に統一せられ始めて國民的感情を與えられた。然るに大帝の死後同國內に於て再び獨逸要素と羅馬要素とが相對した。而して國家的獨逸はカール大帝の帝國分裂後新たに政治的に意識せられて來たのである。

この獨逸民族と羅馬教會との關係は初代フランケン王クロードヰヒが基督の加護によりてアレマンニ族に對する征戰に勝を得て四九六年その三千人の部下と共にジズムの監督より洗禮を受けしに始まる。フランケン史の著者ツールの監督グレゴールはクロートヰヒをアリウス派に對する羅馬正教會の闘士として稱讚してゐる。クロードヰヒは彼の利益と教會の利益を調和せしめ彼の後繼者も亦かゝる見地より法皇と提携した。この事は實に西歐史の發展に重大なる意義を有する者である。次に第八世紀の初めに於て英國の僧聖ホニファチウスは法皇の命によりて獨逸民族教化に従事し獨

逸民族を羅馬教會に服屬せしめた。彼がヘッセのフリッツァーに於て獨逸人の崇拜する異教の神木を伐りこれを以て基督教の禮拜堂を建てたるは有名な話である。彼は七三二年マインツの大監督に擧げられ、又彼が教化した地に、サルツブルグ、レーゲンスブルグ、ザイルツブルグ、等の監督區が設置せられた。又丁度同じ頃フランケン國の宮宰カール、マルテルは南方の回教徒北方のサクセン、フリーゼンに對抗して羅馬教會の勢力を擴大した。その子ピピンに至りて法皇の爲にランゴバルデンを驅逐し法皇によりてメロヅンゲル家に代りて正當なる君主たるべきを認められ、カロリγγελ家を興した。彼は篡奪を正義化せむ爲に聖ホニファチウス及び法皇より古代猶太人の宗教的風習にならへる塗油式を受けた。是國王即位に關する一大革命にして人民又は貴族の同意によりて推載せられた戰士としての獨逸の國王は今や宗教的

儀式によりて選ばるゝ宗教的國王となつた。

ピピンの子カール大帝に至り政教兩權の提携は最も完全に遂行せられた。大帝のサクセン、フリーゼン征服は同時に基督教の擴大であつた。彼は戰場に聖徒の遺物を携へ布教師を伴つた。彼がサクセンの異教の偶像を破壊せばサクセンはフリッツァーの僧院を破壊した。彼の戰勝は監督區の新設の爲に祝福せられ、彼の支配の及ぶ範圍には基督の福音が響き渡つた。洗禮は國家に對する忠誠の表示にして、信仰の破棄は叛逆的行爲と見做された。かく征服と基督教化が並び行はれた結果、今や西歐には軍國的宗教的國家が成立し、將來に於ける歐洲發展の基礎が築かれた。この事件の發展の結果ゲルマンの老勇士は法皇より西羅馬皇帝として加冠せられ古代羅馬の天下統一の理想を復活し、不安動搖を排して天下の統一を希ふ西歐人士の憧憬を満たしたのである。

此の時に於ける皇帝と法皇の關係は相互扶助であつた。フランケン<sup>フランク</sup>の支配權がヘツセン、チューリッゲン<sup>ツリッゲン</sup>の改宗に便宜を與えたる如く、基督教の信仰が彼等をしてフランケン國家に忠誠ならしめた。俗權が教會を支援せし如く、教權は破門なる武器もて俗權を支持した。又皇帝と法皇との如くグラーフとビショップとが提携した。されどこの兩權の中各れが優越せりやと問はゞそは俗權なりと答ふに躊躇せぬであらふ。フランケン<sup>フランク</sup>の宗教會議はカールを宗教上の首長に仰いだ。彼は多くの法令<sup>10)</sup>を發布して僧侶の私行上の事より道德上の問題迄取締つた。彼は自ら政教兩界の元首を以て任じたのだ。カール大帝はその個人的威力もて中世の敵對要素に一時的休戦を命じ、西歐に宗教的世俗的國家を組織し、その周圍を鞏固なる邊境領<sup>グレンツ</sup>もて圍み、未來の文化の萌芽を保護したのであるが、かゝる國家組織が永續せば、羅馬法皇は君府に於け

る大僧正<sup>パトリアルク</sup>の如きものとなつたであらふ。

然どもカール大帝の如き偉人は文字通り不世出して何れの時代に於ても求め得べきでない。大帝の子孫は概して薄弱であつた。彼等の下に於ては一度大帝によりて統合せられた敵對要素が離散し始めた。之れに乗じて其の勢力を擴大せむとしたのは羅馬教會である。法皇權は皇帝權と等しく古代羅馬の永久的統一主義と中世的なる統一に對する憧憬の上に立つて居る。基督教徒は永久的統一帝國は異教羅馬にあらずして羅馬教會によりて實現せらるべきだと信じた。聖オウガスチンの「神の國」のこの世界教會の中に於て表現せらるべしとなした。羅馬の地理的位置、使徒パウロ、ペテロの傳統は羅馬法皇の地位向上に貢獻した。法皇レオ一世(四四〇—四六一)の時代に於て羅馬法皇が西方に於ける最高の地位にあるべき事、東西兩羅馬教會の地位の平等なる事が、羅馬皇帝及び宗

教會議によりて認められた。第六世紀頃よりバプ  
ストなる語が羅馬監督に限られて來た。法皇グレ  
ゴール一世(五九〇—六〇四)の下に法皇の權力が  
西歐に於て一般に認められ、殊に彼の下に於ける  
異教教化は新に英國を法皇の支配下に持ち來らし  
た。又聖ボニファチウスの獨逸教化は法皇の支配  
權を更に擴大した。法皇とカロリンドンル家君主と  
の同盟は羅馬正統信仰を異教異端の對立から救  
ひ、ランゴバルデンの侵入を撃退した。かくして  
羅馬教會の勢力は培養せられたのである。教會は  
一時カール大帝の威力もて壓倒せられたるも、一  
度その壓迫の除かるゝや好機逸すべからずとして  
その權力を擴大せむとした。

教會側は已に第八世紀の末葉コンスタンチン大  
帝の寄進狀なる古文書を偽造して西方に於ける主  
權はコンスタンチン帝以來羅馬教會にある事を主  
張した。又第九世紀の半に於ては舊き法皇の名前

と偽文書を結合して偽イシドール文書を作成し僧  
職任命權は第一世紀より第三世紀に於て已に法皇  
の掌中にありたる事を主張した。歴史的無智なる  
時代に於てかゝる文書の效果の偉大なるは、想像  
に難くない。かくて教會側は茲に戰鬥に必要な  
二つの武器を作つたのである。

更に教會側はカール大帝の子にして薄志弱行な  
るが故に「敬虔王」の渾名を與えられたるルドヴヒ  
をして八一七年アーヘンの國會に於てその領土の  
分配を三子に豫約せしめ以て帝國の統一を破りそ  
の國力を減縮せむとした。而してルトヴヒが彼の  
後妻の八二三年に産みたる末子カール<sup>13)</sup>を愛して之  
れに王號を譲らむとするや教會側は三人の王子を  
扶けて教會の認めざるカールの相續に反對し皇帝  
ルドヴヒに挑戰するに至つた。

然るに此の時ルドヴヒ及末子カールを支援して  
羅馬教會に決然たる反抗をなせしは獨逸民族であ

つた。カール大帝はその主權の下に獨逸風、羅馬風兩要素を統合したが第九世紀に於てはこの兩要素が再び分離し、羅馬風世界に於ては教會勢力が大であつたが、獨逸風世界に於ては俗權が優越して居た。この獨逸風要素の代表者たる、ザクセン、オストフランケンは皇帝を扶けて彼を廢位せしめむとする教會側の計劃を失敗に終らしめた。又八三八年にルドヅヒ「敬虔王」の二男ビビン夭折し末子カール彼に代りてその配領たる西フランケンを興えられしが三男ルドヅヒ「獨逸王」はこの際薄遇せられバイエルンのみを興えられた。八四〇年父ルドヅヒ「敬虔王」没するに及びて三子は遺産をめぐりて骨肉の争を始めた。この時羅馬教會は長男ロタール及び末子カールに味方し獨逸人はルドヅヒ「獨逸王」を助けて彼をしてその希望せるオストフランケンを得さしめむとした。八四二年のフオ<sup>15)</sup>ンタネツムの戦は獨逸軍の勝利に歸し翌八四三年

には<sup>16)</sup>ヅエルダン條約成立して略獨佛伊三國形成の基礎が成立した。其後ロートリンゲン地方を所有せるロタールの二男ロタール二世没するに及びてこの地方の僧侶の支持を得たる西フランケン王カールがこれを占領せしが獨逸王ルドヅヒは世俗諸侯の支援を得て之れに對抗し、マース河口、モゼル河上流方面より、ゲンフに至る迄の地を得て八七〇年のメルゼン條約によりて之を確定するに至つた。<sup>17)</sup>

西羅馬皇帝の稱號はルドヅヒ「敬虔王」よりその子のロタール(八四三—八五五)に傳はり更にその子のルドヅヒ二世(八五五—八七五)に傳へられ、次に西フランケン王カール(八七五—八七七)に傳はり、カールの死後その子のルドヅヒ「吃音王」に傳はり、彼の死後八八一年にルドヅヒ「獨逸王」の子カール「肥滿王」に傳はつた。

(1) Karl d. Grosse. +814

Karl +811. Pippin +810 (2) Ludwig der Fromme +840.

(3) Lothar I. Pippin +838 Ludwig d. Deutsche

(5) Karl d. Kahle. +877

(6) Ludwig der Stammeler +879

(4) Ludwig II. Lothar Karl +875 +869 +863

Karlmann Ludwig III +870  
der dicke (7) Karl

Ludwig III. Karlmann Karl der +882 +884 Anfalt +928

Arnulf v. Kärnten +899  
Ludwig das Kind +911

當時歐洲は南方よりはサラセンの侵略あり、北方よりはノルマンの入寇あり東方よりはマジヤールの攻略あり、而もカール「肥滿王」はかゝる外患を排撃して帝國に平安を與ふるの手腕と力量を缺いて居たから帝國の各部は彼から獨立し各有力者を國王に擧げて外敵の撃退に當らしめた。而して彼から獨立した、獨逸、佛蘭西、伊太利、北ブルグ

の支持によりて八八七年國王に擧げられた。伊太利に於ても羅馬教會の特權擁護を誓つたギド<sup>19)</sup>がハピアの宗教會議に於て國王に選出せられた。又ホツホブルグンドに於ては僧侶が貴族と共に宗教會議を開きて、ボンを國王に選んだ。ニ<sup>21)</sup>グ<sup>21)</sup>・ブルグンドに於ても教會勢力によつて、ルドルフが國王に擧げられた。獨逸は一人これと大に趣を異にした。こゝでは教會勢力は未だ羽翼を伸すに至らない。オストフ

ランド、南ブルグンドの五地方の中獨逸を除く他は何れも教會側の勢力が優勢であつた。佛蘭西に於ては教會權力の保護と擴大を誓つたオド<sup>18)</sup>ーが僧侶

ランケン、ザクセン、バイエルン、チューリングゲ

ン、等の世俗諸侯が相會しカールを廢して彼の甥アルヌルフを國王に選んだ。僧侶等は之に不服なりしも之を認むるの外なかつた。カロリング家<sup>22)</sup>が斷絶せし後諸侯等は出來得る限り合理的なる國王を選ばむとしてまづカロリング家と親戚なるフランケン家のコンラド(九一一—九一八)を選び次にザクセン家のハインリヒ一世(九一八—九三六)を選んだ。ハインリヒは國內に於ける宗教的勢力を無視した。彼は即位に當りて僧侶の塗油式を執らなかつた。彼は只諸侯との親善の關係を保ち、外敵の侵略を擊退し、破壊せられし邊境領を回復し以て王位をその子に讓る事に成功した。

オット大帝(九三六—九七三)は稀世の英雄にして非凡の力量手腕を有し而も父王によりて築かれたる鞏固なる基礎の上に立つ事が出來た。彼の國王として推されしは主として世俗諸侯に負ふて居る。彼は父王の如く僧侶の塗油式を受けなかつた。

當時のザクセン家の勢力は寧ろ、かゝる僧侶との提携を必要としなかつた。而も獨逸國王たる彼はカール大帝によりて一度實現せられし世界統一の理想を抱き之れを恢復せむとした。彼はロートリングン、ブルグンド、ロンバルダイ地方にその主權を確立し、又カール大帝の如く黨争に惱まされたる法皇に招かれて九六二年神聖羅馬皇帝として加冠せられた。かくして獨逸民族の支持による皇帝權が成立したのである。然しこの獨逸民族によりて獲得せられた皇帝權は先のカール大帝の下に成立した皇帝權とはその内容に於て大に趣を異にした。カール大帝の帝權は政教兩勢力の相互扶助的提携の上に立つたが、オット大帝のそれは、寧ろ兩勢力の敵對的關係の上に立つた。オット大帝は武力を以て帝權を獲得し又武力を以て之れを保護せねばならなかつた。彼に帝冠を與えたる法皇ヨハン十二世が直ちに又彼に敵對する黨派の上



に立つた時、オットが之れを退けて九六三年彼に好意を有せるレオ八世を法皇として擁立した事は這般の事情を裏書するものである。

獨逸民族はかく教會勢力に敵對して俗權の優越を期したるも、彼等に始めて國民的意識を與えた基督教の精神と形式を忘れるものではなかつた。オット大帝はカール、マルテル、カール大帝の基督教文化的教化的事業を復活し、征服せし人民を改宗し、獨逸化し以て彼等に國民的意識を與えた。彼はスラブ族を征服し、その地に獨逸人を植民し被征服者を改宗せしめた。又オットは父王の征服せし、ザール、エルベ<sup>25)</sup>の地方にエステルライヒ、マイゼンの監督區を設置してこれを固定せしめた。又自ら危険多き戦闘を行ひてエルベ右岸の地を征服し、この地に三つの監督區を新設した。又、彼は伊太利にありて紛糾せる事件を處理しつつも、この大目的を忘れず、彼地より命令を發して、

中世獨逸に於ける政教關係の歴史的考察 (三喜田)

マグデブルグの大監督區を設置せしめ、これをし<sup>25)</sup>てその周圍の監督區を支配せしめた。ベーメン、ポーレン地方に於ても獨逸人の大僧正<sup>メトロポリタン</sup>の下に監督區を設置した。又バツサウの傳導師はウンガルの教化に着手した。かくて獨逸の皇帝權は發展的宗教の中心となり、以て軍國的、宗教的國家を組織しその中に西歐基督教界の統一を實現せむとした。

この軍國的、宗教的國家に於ては、従つて世俗的獨逸的主義が優越し、且つかゝる状態が比較的長く持續せられたのである。獨逸皇帝は自己の下僚の如く、權に法皇を廢立した。オット三世(九八三—一〇〇二)は先づ彼の親戚に當れるブルノ<sup>26)</sup>ー、フォン、ケルンテンを法皇に即位せしめた。グレゴール五世(九九六—九九九)これである。且つ彼はこのグレゴール五世によりて九九六年帝冠を與えられた。グレゴールが九九九年羅馬に於て

没するや、皇帝は嘗て彼の家庭教師たりし佛人ゲルバードを招きて法皇となした。これ法皇デルベスター二世にして九九九年より一〇〇三年迄其地位を保つた。又ザクセン家に次で帝位を繼ぎし、フランケン家のハンリヒ三世(一〇三九—一〇五六)は鼎立せし、ペネデクト四世、デルベスター二世、グレゴール六世を廢して獨逸人クレメンス二世を法皇の位に即け彼れより帝冠を與えられた。又一〇四八年羅馬法皇職空位となるや、羅馬よりの使者は獨逸に來りて皇帝に拜謁を賜り、彼等に一人の法皇を與えられむ事を哀願した。之れに對して皇帝は彼の姻戚に當れるツールの監督を推薦して法皇となした。これレオ九世である。かくの如く宗教上に於ける元首とも云ふべき、羅馬法皇すら世俗權力によりて廢立せられたれば、それ以下なる僧職任免の如き推して知るべき状態にあつた。第九世紀に於て一度、その勢力を伸ばさむと

せし教權は第十世紀に於ては再び獨逸民族の支持せる帝權に壓倒せらるゝ所となつた。されど禍福は糾へる繩の如く第十一世紀の後半に於て、世界的大勢は教權に幸し、教權をして俗權より解放せしめ、尙進んで俗權を支配するに至らしめたのである。

- (1) Chlodwig I. König d. Franken (481-511)
- (2) Almanni
- (3) Bischof von Reims
- (4) Gregor von Tours, Historiker d. Franken (540-594)
- (5) St. Bonifatius, Apostel der Deutschen (672-755)
- (6) Fritzar in Hesse
- (7) Salzburg, Regensburg, Würzburg
- (8) Sachsen, Friesen
- (9) Pipin der Kurze (751-768)
- (10) Kapitularien
- (11) die pseudo isidorische Dekretalen
- (12) Ludwig der Fromme, Kaiser (814-840)
- (13) Karl der Kahle (828-877)
- (14) Ludwig der Deutsche + 876
- (15) Fontanenum

- (16) Vertrag von Verdun (843)
- (17) Vertrag von Meerssen (870)
- (18) Odo von Paris
- (19) Guido von Spoleto
- (20) Graf Boso
- (21) Rudolf
- (22) Arnulf v. Kärnten, deutscher König (887-899)
- (23) Salbung
- (24) Saale
- (25) Elbe
- (26) Österreich
- (27) Meissen
- (28) Erzbistum von Magdeburg
- (29) Bruno von Kärnten, Gregor v. (906-999)
- (30) Gerbert von Aurillac, Silvester II (939-1003)
- (31) Benedikt IV, Silvester III, Gregor VI
- (32) Clemens II (1046-1048)
- (33) Leo IX (1049-1054)